

農 総 第 389 号
令 和 6 年 7 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 鹿児島市 (46201) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 上谷口町内田 (内田上、内田中、内田下3) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年3月1日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水田地帯で、農業者の高齢化が進み、規模縮小や担い手への農地の貸し出しを希望する方が多い。今後後継者のいない農地は、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、認定農業者など中心経営体となる農業者は少ないが、当面は地域内の生産者や規模拡大の意向のある生産者への農地の集積を図る。地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 11.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 11.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、比較的条件が良く、隣接地の宅地化が進んでいない農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

営農可能な農地を集約し、その他の農地はまとめて貸付けられるよう地域内的情報共有を活発に行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者に貸し付けの意向がある農地は、農地バンクを活用して、担い手や担う者へ積極的に集積を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の農地の基盤整備は済んでいるが、状況に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

共同作業を継続し、作業負担の軽減を図る。(農薬散布、雑草防除、水路管理等)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵の適正な設置による圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
- ②緑肥作物の導入による減農薬、減肥料の取り組みを行う。
- ③アシストツールやリモコン草刈機等、最先端技術の情報収集を行い、導入を検討する。
- ⑦県営中山間地域農業農村総合整備事業により農業用排水施設整備を行う計画がある。